

新聞コラム紹介

<ウェブ>

持続可能な電力システムの構築を*

研究顧問 十市 勉

全面自由化から1年余り、電力販売全体に占める新電力のシェアは昨年12月で約9%と着実に増えている。新電力は、必要な供給力を卸電力市場から変動費ベースで調達できることが要因の一つだ。大手電力に、余剰電源を卸電力市場に切り出すことを事実上義務づけている非対称規制が背景にある。一方で、卸電力市場の先渡市場の取引実績は殆どない。大手電力にとって、固定費を含まない価格での計画的かつ長期の電力供給は経済合理性がないからだ。

このような中で政策当局は、さらなる競争活性化を図るためベースロード電源市場（先渡市場に併設、大手電力への供出義務化は非対称規制の追加）、安定供給の確保策として容量市場、温暖化対策として非化石価値取引市場の創設を検討している。事業者にとっては、各市場での取引結果を合成して初めて収支状況が把握できる複雑な仕組みとなっている。

現在検討中の電力システム設計は、欧米の自由化事例を参考にしているが、各国で問題になっているミッシング・マネー（発電設備の固定費の回収不足）の解消にどこまで有効に機能するか疑問である。ミッシング・マネーは、2つの制度的欠陥が原因だ。

一つは、「供給力取引」（供給力を持たない事業者が『固定費を含む価格』で電力を調達）と「電力融通取引」（供給力を確保済みの事業者間でメリットオーダー実現のため『変動費ベースの価格』で電力を融通）を一つの市場で値付けする結果、固定費の回収不足となっている。

もう一つは、再生エネは卸電力市場に投入され、主に火力で出力調整し不安定な負荷変動を吸収しているが、このバックアップ機能に対して適正な対価が支払われていないことだ。容量市場の創設は、これらの制度的欠陥を補完する仕組みにすぎず、原因の根本的解決にならないと考えられる。

設備産業である電気事業が持続可能であるには、固定費が適正に回収でき、必要な投資を継続的に行える制度設計が不可欠だ。新電力の新規参入を促すため、大手電力に一定の供給力の供出義務を課す非対称規制は必要だろう。しかし、小売事業では大手電力と対等に競争可能な新電力も既に存在しており、非対称規制はあくまでも新たな発電所が建設されるまでの過渡的な措置とすべきだ。持続可能な電力システムを構築するために、以下の提案をしたい。

* 本文は電気新聞に2017年5月19日に掲載されたものを転載許可を得て掲載いたしました。

第1に、新規参入の促進策は、対象事業者（kWで上限を設ける）や対象期間（5年を最長とする）を明確化して、市場取引への非対称規制は最小限に留める。

第2に、ベースロード電源市場と容量市場は創設せず、卸電力市場の見直しを行う。先渡市場は供給力取引市場（固定費含み）、スポット市場は電力融通市場（変動費ベース）と位置づける。前述の新規参入促進対象外の事業者には、先渡市場クローズまでに計画値の供給力確保を義務づける。スポット市場は、先渡市場クローズまでに計画値の供給力を確保済みの事業者と新規参入促進策の対象事業者のみが参加可能とする。先渡市場での取引商品は、期間物（1年、3カ月、1カ月、1週間×異なる運転パターン）と1日（30分単位）とし、1年物（ベースロード電源市場の代替）は「負荷率100%」と「負荷率70～75%」の2種類で、kWでの入札とする。

第3に、新電力を含む事業者は、事業別（電力、ガス等）、部門別（発電、送配電、小売）の厳格な収支管理が求められる。それには、事業間、部門間取引の取引条件を契約（明文）化する必要がある。この過程で、発電事業が、再生エネのバックアップ機能に対して適正な対価を獲得できれば、ミッシング・マネーの問題は解消できるだろう。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp